

資料

都道府県と保健所設置市および特別区における飲食店等を通じた食環境整備のマネジメント実施状況

モチヅキ イズミ* クシダ オサム アカマツ リエ^{2*} ムラヤマ ノブコ^{3*}
望月 泉美* 串田 修* 赤松 利恵^{2*} 村山 伸子^{3*}

目的 日本の栄養政策では、都道府県と保健所設置市及び特別区（以下、政令市等）における飲食店等を通じた食環境整備が重視されている。しかし、飲食店等を通じた食環境整備のマネジメント実施状況の実態は把握されていない。本研究では、都道府県と政令市等でのマネジメント実施状況の実態を明らかにすることを目的とした。

方法 全国の都道府県47、政令市等106の自治体を対象として、2020年10月に郵送調査を実施した。食環境整備のマネジメント実施状況として、栄養・食生活の実態把握、組織体制、目標設定有無、飲食店等を対象とした食環境整備制度（以下、制度）有無を尋ね、制度実施自治体には制度の対象・普及取組・プロセス評価・改善について尋ねた。

結果 回答が得られた自治体のうち、都道府県39/42（92.9%）、政令市等57/82（69.5%）の制度実施自治体を対象とした。実態把握として、過去5年以内の地域住民の栄養素等摂取量の把握割合は、都道府県84.6%、政令市等14.0%であった。組織体制として、管理栄養士・栄養士人数の中央値は、本庁の食環境整備担当部署で都道府県2人、政令市等2人であった。食環境整備の目標設定割合は、都道府県69.2%、政令市等54.4%であった。制度の対象の食事は、外食が都道府県94.9%、政令市等100.0%、中食が都道府県87.2%、政令市等93.0%であった。制度の普及取組は、自治体内や他自治体との連携割合が都道府県69.2%、政令市等66.7%、外部組織への普及委託割合が都道府県15.4%、政令市等15.8%であった。制度のプロセス評価は、登録店舗・事業者数の把握割合が都道府県87.2%、政令市等89.5%、管内全体の飲食店等数の把握割合が都道府県17.6%、政令市等21.6%であった。制度の改善は、更新制度の設定割合が都道府県33.3%、政令市等40.4%、制度の見直し割合が都道府県71.8%、政令市等33.3%であった。

結論 新型コロナウイルス感染症流行下で過小申告の可能性があるが、制度実施自治体では、政令市等で栄養素等摂取量の把握は少なく、都道府県と政令市等ともに食環境整備の目標設定が5-7割であった。いずれも登録店舗・事業者数の把握が9割である一方、母集団となる管内全体の飲食店等数の把握割合は2割であった。更新制度を設定している自治体は3-4割であった。

Key words : 自治体, 保健所, 飲食店, 食環境整備, マネジメント

日本公衆衛生雑誌 2022; 69(10): 833-840. doi:10.11236/jph.22-013

I 緒言

2011年に発表された健康日本21の最終評価¹⁾の栄養・食生活分野において、個人の努力だけではこれ以上の改善が困難なものについて、環境への介入の

必要性が指摘された。たとえば、食塩摂取量の減少では、栄養成分表示の義務化や市販食品の減塩等の企業努力が挙げられた。課題を受けて2013年から始まった健康日本21（第二次）では、その基本的な方針²⁾として、社会全体が個人の健康を支え守る環境づくりに努めていく重要性が示され、社会環境の改善が重視されている。

健康日本21（第二次）の栄養・食生活分野でも、環境づくりにおける具体的な目標として「食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の

* 静岡県立大学食品栄養科学部栄養生命科学科

^{2*} お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系

^{3*} 新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科

責任著者連絡先: 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-

1 静岡県立大学 串田 修

登録数の増加²⁾が挙げられている。目標のうち飲食店の登録数は、自治体からの報告³⁾により集計されており、食環境整備への自治体の役割は大きい。厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知の「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針⁴⁾」でも、具体的な内容の一つとして、都道府県と保健所設置市および特別区（以下、政令市等）における飲食店によるヘルシーメニューの提供等の促進が示されている。したがって、日本の栄養政策では、自治体における飲食店等（飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、弁当店、他）を通じた食環境整備の優先度は高い。

厚生労働省の通知⁴⁾では、都道府県と政令市等ともに、健康・栄養課題の明確化とPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルに基づく施策の推進も示されている。地域のヘルスプロモーションを計画し評価するためのプリシード・プロセスモデル⁵⁾でも、保健プログラムに至るアセスメント（社会、疫学、教育・エコロジカル、運営・政策アセスメントと介入調整）や実施後の評価（プロセス、影響、成果評価）における各段階の重要性が強調されている。自治体の飲食店等における食環境整備の先行研究として、食環境整備事業の現状や課題⁶⁾、食環境整備制度の実施内容⁷⁾のような保健プログラムの実施に関する把握は行われている。しかし、マネジメント実施状況の実態を把握した研究は見当たらない。自治体の飲食店等における食環境整備においても、事業に至る実態把握・目標設定から評価・改善までのマネジメント実施状況の把握は重要であると考えられる。

そこで本研究では、自治体における飲食店等を通じた食環境整備の推進に資する情報を得るため、都道府県と政令市等でのマネジメント実施状況の実態を明らかにすることを目的とした。なお、本研究では食環境整備に係る健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の推進を「食環境整備のマネジメント」と定義する。

Ⅱ 方 法

全国の自治体のうち、食環境整備の主要な拠点である保健所を有する都道府県、指定都市、中核市、政令で定める市、特別区を対象として、マネジメント実施状況に関する質問紙調査を、2020年10月に郵送法で実施した。対象は、2019年度のウェブ検索⁷⁾で調査された全国154自治体のうち、保健所が廃止された1市を除く153（都道府県47、政令市等106）自治体とした。質問紙の郵送先は、現職の行政栄養

士と協議し、保健所を複数有する都道府県と1市は本庁、他の政令市等は保健所の栄養主管課宛とした。

食環境整備のマネジメント実施状況として、まず、栄養・食生活の実態把握、自治体の組織体制、食環境整備の目標設定、飲食店等を対象とした健康的な食事や健康・栄養情報の提供等の食環境整備制度（以下、食環境整備制度）の有無を尋ねた。次に、飲食店等を対象とした食環境整備制度を実施していると回答した自治体には、食環境整備制度の対象・普及取組・プロセス評価・改善について尋ねた。なお、健康日本21（第二次）の目標で飲食店の登録数のデータソースが「ヘルシーメニューの提供に取り組む店舗」となっているため³⁾、制度の対象は健康的な食事の提供に特化して把握することとした。調査項目は、第2-4筆者を含むウェブ検索⁷⁾実施者間で素案を作成後、都道府県または政令市等での行政栄養士勤務歴を有する管理栄養士2人による改善を経てまとめた。把握した具体的な項目を以下に示す。

1) 栄養・食生活の実態把握：過去5年以内の地域住民の栄養素等・食品群別摂取量の把握（国民健康・栄養調査を除く（独自の重要課題や住民の地域性をふまえた実態把握⁸⁾状況を確認するため）、過去の飲食店等における食環境整備に対する地域住民のニーズの把握

2) 自治体の組織体制：本庁、本庁内の食環境整備担当部署、本庁以外の管理栄養士・栄養士（常勤）の人数

3) 食環境整備の目標設定：飲食店等における食環境整備に関する目標設定の有無

4) 食環境整備制度の実施：飲食店等における食環境整備制度の有無

5) 食環境整備制度の対象：対象の食事（外食、中食）、対象のメニュー（1食、1品）

6) 食環境整備制度の普及取組：同自治体の他部署や他自治体との制度の連携、飲食店協会・栄養士会等外部への制度普及の委託、登録届出の必要有無、店舗ごとの登録項目の把握、飲食店等が届出等する際の自治体と店舗からのアプローチ（5件リッカー式：1非常に少ない-5非常に多い）、調理面のアドバイス有無、栄養計算の必要有無と措置、制度利用者への自治体や飲食店等によるインセンティブ有無と内容、ロゴとステッカーの導入有無、地域住民と飲食店等への周知方法、「健康な食事・食環境」コンソーシアムの『スマートミール』⁹⁾の普及状況

7) 食環境整備制度のプロセス評価：飲食店等へのプロセス評価（食環境整備制度の登録店舗・事業

者数の把握，母集団となる管内全体の飲食店等数の把握），地域住民へのプロセス評価（食環境整備制度の地域住民の認知度の把握）

8) 食環境整備制度の改善：登録店舗の更新制度の設定有無，評価結果をもとにした見直し有無

把握した項目の要約統計量として，組織体制の人数と飲食店等が届出等する際のアプローチの得点は中央値（25，75パーセントイル値），その他の結果は自治体数（％）で示した。また，都道府県は1自治体で複数保健所を有するのに対し，政令市等はほとんどが1自治体に1保健所であり¹⁰⁾，食環境整備のマネジメント実施状況も異なることが予想される。したがって，本報告では記述疫学として，都道府県と政令市等に分けて結果を示すこととした。本調査の実施計画は，静岡県立大学研究倫理審査委員会の承認を受けた（受付番号：2-34，承認：2020年10月14日）。

Ⅲ 結 果

都道府県47，政令市等106（計153）の自治体へ質問紙を郵送し，2020年12月上旬までに42の都道府県（89.4％）と82の政令市等（77.4％）から回答が得られた。124の回答自治体のうち，食環境整備制度の実施自治体である都道府県39（92.9％），政令市等57（69.5％）の計96の自治体（77.4％）を解析対象とした。

食環境整備制度の実施に至る項目を表1に示す。実態把握として，地域住民の栄養素等・食品群別摂取量の把握割合は，都道府県84.6％，政令市等14.0％であった。組織体制として，管理栄養士・栄養士人数の中央値は，本庁内の食環境整備担当部署で都道府県2人，政令市等2人であった。食環境整備の目標設定割合は，都道府県69.2％，政令市等

54.4％であった。

食環境整備制度の対象を表2に示す。対象の食事は，外食が都道府県94.9％，政令市等100.0％，中食が都道府県87.2％，政令市等93.0％，対象のメニューは，1食が都道府県94.9％，政令市等91.2％，1品が都道府県71.8％，政令市等80.7％であった。

食環境整備制度の普及取組に関する結果を表3に示す。自治体内や他自治体との連携割合は，都道府県69.2％，政令市等66.7％であった。それぞれ多かった連携先は，都道府県では，同都道府県内の政令市等63.0％，管轄地域の市町村51.9％，同自治体内の知事部局40.7％，政令市等では，同都道府県内の都道府県または政令市等57.9％，同自治体内の知事部局21.1％，同自治体内の知事部局以外の他部署18.4％であった。外部組織への普及委託割合は，都道府県15.4％，政令市等15.8％であった。委託先は，都道府県，政令市等ともに都道府県栄養士会が最も多く，83.3％，66.7％であった。登録届出が必要な割合は，都道府県94.9％，政令市等100.0％であり，そのうち店舗ごとの登録項目の把握割合は，都道府県100.0％，政令市等100.0％であった。飲食

表2 飲食店等における食環境整備制度の対象

	合計* N=96	都道府県* N=39	政令市等* N=57
対象の食事†			
外食	94(97.9)	37(94.9)	57(100.0)
中食	87(90.6)	34(87.2)	53(93.0)
対象のメニュー†			
1食	89(92.7)	37(94.9)	52(91.2)
1品	74(77.1)	28(71.8)	46(80.7)

N(%)，*食環境整備制度の実施自治体，†複数回答可

表1 食環境整備制度の実施に至る項目

	合計* N=96	都道府県* N=39	政令市等* N=57
栄養・食生活の実態把握			
地域住民の栄養素等・食品群別摂取量を把握†	41(42.7)	33(84.6)	8(14.0)
食環境整備に対する地域住民のニーズを把握‡	23(24.0)	13(33.3)	10(17.5)
自治体の組織体制			
本庁の管理栄養士・栄養士§	4(2, 6)	3(2, 4)	5(2, 8)
本庁内の食環境整備担当部署の管理栄養士・栄養士§	2(1, 3)	2(1, 2)	2(0, 4)
本庁以外の管理栄養士・栄養士§	9(5, 14)	11(9, 18)	6.5(3, 11.5)
食環境整備の目標設定			
飲食店等における食環境整備に関する目標を設定	58(60.4)	27(69.2)	31(54.4)

N(%)または中央値（25，75パーセントイル値），*食環境整備制度の実施自治体，†過去5年以内（国民健康・栄養調査を除く），‡過去，§人数（常勤）

表3-1 飲食店等における食環境整備制度の普及取組

	合計* N=96	都道府県* N=39	政令市等* N=57
同自治体内の他部署や他自治体との制度連携			
有り	65(67.7)	27(69.2)	38(66.7)
連携先**			
同自治体内の知事部局	19(29.2)	11(40.7)	8(21.1)
同自治体内の知事部局以外の他部署	7(10.8)	0(0.0)	7(18.4)
同都道府県内の都道府県または政令市等	39(60.0)	17(63.0)	22(57.9)
他都道府県	1(1.5)	1(3.7)	0(0.0)
管轄地域の市町村	14(21.5)	14(51.9)	0(0.0)
その他	6(9.2)	2(7.4)	4(10.5)
飲食店協会・栄養士会等外部への普及委託			
有り	15(15.6)	6(15.4)	9(15.8)
委託先**			
飲食店協会(協議会)	2(13.3)	0(0.0)	2(22.2)
管轄地域の市町村	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
都道府県栄養士会	11(73.3)	5(83.3)	6(66.7)
食生活改善推進員	1(6.7)	1(16.7)	0(0.0)
その他	6(40.0)	2(33.3)	4(44.4)
登録方法として自治体への届出†			
必要(ウェブ、郵送、電話等で届出)	94(97.9)	37(94.9)	57(100.0)
不要(自主宣言制)	2(2.1)	2(5.1)	0(0.0)
店舗ごとの登録項目の把握‡			
有り	94(100.0)	37(100.0)	57(100.0)
飲食店等が届出等する際のアプローチ§			
自治体から	4(3, 5)	4(4, 5)	4(3, 5)
店舗から	2(1, 2)	2(1, 2)	2(1, 3)
調理面のアドバイス			
有り	33(34.4)	18(46.2)	15(26.3)
栄養計算の必要有無			
必須	19(19.8)	10(25.6)	9(15.8)
登録項目によっては必須	57(59.4)	23(59.0)	34(59.6)
飲食店等が栄養計算できない場合の措置‡			
有り	63(82.9)	27(81.8)	36(83.7)
措置方法**			
自治体による実施	54(85.7)	22(81.5)	32(88.9)
他の事業者を紹介	14(22.2)	9(33.3)	5(13.9)

店等が届出等する際のアプローチ程度(1-5点)の中央値は、自治体からが都道府県4、政令市等4、店舗からが都道府県2、政令市等2であった。制度利用者へのインセンティブの実施割合は、都道府県7.7%、政令市等14.0%であり、主な内容として自治体による健康ポイント等の付与、その他の回答ではスタンプラリー等による賞品の抽選提供が複数挙げられた。ロゴマークまたはステッカーの導入割合は、都道府県97.4%、政令市等93.0%であり、いずれもステッカーを導入している自治体が多かった。地域住民への周知でとくに多かった方法は、都道府

県、政令市等で、ウェブサイトが97.4%、98.2%、パンフレットが69.2%、73.7%、飲食店へは、ウェブサイトが92.3%、91.2%、パンフレットが64.1%、66.7%、関係業界団体が56.4%、36.8%であった。

食環境整備制度のプロセス評価に関する結果を表4に示す。登録店舗・事業者数の把握割合は、都道府県87.2%、政令市等89.5%、そのうち母集団となる管内全体の飲食店等数の把握割合は、都道府県17.6%、政令市等21.6%であった。地域住民の認知度の把握割合は、都道府県20.5%、政令市等17.5%であった。

表3-2 飲食店等における食環境整備制度の普及取組（続き）

	合計* N=96	都道府県* N=39	政令市等* N=57
制度利用者へのインセンティブ			
有り	11(11.5)	3(7.7)	8(14.0)
インセンティブの内容**			
自治体による健康ポイント等の付与	3(27.3)	0(0.0)	3(37.5)
飲食店等によるサービス提供	1(9.1)	0(0.0)	1(12.5)
その他	7(63.6)	3(100.0)	4(50.0)
ロゴマークとステッカーの導入 [†]			
ロゴマークを導入している	47(49.0)	18(46.2)	29(50.9)
ステッカーを導入している	77(80.2)	30(76.9)	47(82.5)
いずれも導入していない	5(5.2)	1(2.6)	4(7.0)
地域住民への食環境整備制度の周知方法 [†]			
ウェブサイト	94(97.9)	38(97.4)	56(98.2)
講演	11(11.5)	8(20.5)	3(5.3)
新聞等報道機関	19(19.8)	13(33.3)	6(10.5)
関係業界団体	20(20.8)	12(30.8)	8(14.0)
パンフレット	69(71.9)	27(69.2)	42(73.7)
イベント	35(36.5)	13(33.3)	22(38.6)
その他	18(18.8)	6(15.4)	12(21.1)
飲食店等への食環境整備制度の周知方法 [†]			
ウェブサイト	88(91.7)	36(92.3)	52(91.2)
講演	16(16.7)	11(28.2)	5(8.8)
新聞等報道機関	7(7.3)	6(15.4)	1(1.8)
関係業界団体	43(44.8)	22(56.4)	21(36.8)
パンフレット	63(65.6)	25(64.1)	38(66.7)
イベント	16(16.7)	5(12.8)	11(19.3)
その他	31(32.3)	10(25.6)	21(36.8)
自治体で『スマートミール』を今後普及していく予定			
すでに普及を進めている	6(6.3)	6(15.4)	0(0.0)
今後普及していく具体的な予定がある	7(7.3)	3(7.7)	4(7.0)
普及していく具体的な予定はない	76(79.2)	27(69.2)	49(86.0)
制度自体や具体的内容を認知していない	6(6.3)	3(7.7)	3(5.3)
『スマートミール』普及の内容**			
自治体の制度の1つとして設定	7(53.8)	6(66.7)	1(25.0)
その他	6(46.2)	3(33.3)	3(75.0)

N (%) または中央値 (25, 75パーセンタイル値), * 食環境整備制度の実施自治体, † 複数回答可, ‡ 該当自治体数で集計, § 1 非常に少ない-5 非常に多い, || サービス提供 (ポイントカード等) を食環境整備制度の登録項目で設定

表4 飲食店等における食環境整備制度のプロセス評価

	合計* N=96	都道府県* N=39	政令市等* N=57
飲食店等へのプロセス評価			
食環境整備制度の登録店舗・事業者数を把握	85(88.5)	34(87.2)	51(89.5)
母集団となる管内全体の飲食店等数を把握 [†]	17(20.0)	6(17.6)	11(21.6)
地域住民へのプロセス評価			
食環境整備制度に対する地域住民の認知度を把握	18(18.8)	8(20.5)	10(17.5)

N (%), * 食環境整備制度の実施自治体, † 登録数の把握自治体数で集計

表5 飲食店等における食環境整備制度の改善

	合計* N=96	都道府県* N=39	政令市等* N=57
登録店舗の更新制度を設定	36(37.5)	13(33.3)	23(40.4)
評価結果をもとにした見直し [†]			
登録項目を変更した	30(31.3)	15(38.5)	15(26.3)
量的基準を変更した	15(15.6)	5(12.8)	10(17.5)
その他を変更した	24(25.0)	12(30.8)	12(21.1)
変更していない (無回答)	39(40.6)	11(28.2)	28(49.1)
	10(10.4)	0(0.0)	10(17.5)

N (%), * 食環境整備制度の実施自治体, † 複数回答可

食環境整備制度の改善に関する結果を表5に示す。登録店舗の更新制度の設定割合は、都道府県33.3%、政令市等40.4%、制度について評価結果をもとに何らかの見直しをしている割合は、都道府県71.8%、政令市等33.3%であり、いずれも登録項目を変更している自治体が多かった。

Ⅳ 考 察

本研究では、自治体における飲食店等を通じた食環境整備のマネジメント実施状況を把握した。食環境整備制度の実施が確認された自治体は都道府県9割、政令市等7割と多く、日本の栄養政策で自治体における飲食店等を通じた食環境整備が促進されていること^{3,4)}を反映した結果となった。

食環境整備制度の実施に至る項目のうち、実態把握に関して、地域住民の栄養素等・食品群別摂取量の把握自治体は都道府県が8割程である一方、政令市等が1割程と限られており、地域住民の栄養素等摂取量の把握結果が食環境整備のマネジメントにつながるよう、自治体間で情報を共有する重要性が示唆された。組織体制に関して、本庁内の食環境整備制度の担当部署の管理栄養士・栄養士は、いずれも中央値2人であった。先行研究⁶⁾で食環境整備事業に従事する保健所あたりの行政栄養士も平均2人であったため、本庁と保健所の両機関に複数の従事者がいる自治体が多いと推察された。

食環境整備制度の対象に関して、対象の食事は、都道府県と政令市等ともに外食で9割以上、中食で9割程と高かった。日本の食環境に関する調査では、外食の定食での野菜量の少なさやエネルギー産生栄養素バランスの逸脱¹¹⁾の他、中食のコンビニエンスストア弁当での食塩相当量の多さや野菜量の少なさ¹²⁾、中食利用者の野菜摂取量の低さやナトリウム・カリウム比の高さ¹³⁾が示唆されている。外食と中食ともに割合が高かったことは、食環境整備の促進において好ましいといえる。

食環境整備制度の普及取組に関して、自治体内や他自治体との制度連携は都道府県と政令市等ともに7割程である一方、外部組織への普及委託は1-2割と限られていた。行政栄養士が食環境整備の知識や技能不足として挙げる問題意識として関係機関と上手く連携できていないという意見が多く⁶⁾、とくに外部組織と連携されていない可能性がある。今後、多くの自治体のさらなる制度普及につなげるため、外部組織と連携している自治体の連携方法や利点も明らかにしていく必要がある。また、店舗が制度に届出等する際のアプローチは、いずれも店舗からより自治体からの程度が高かった。行政栄養士が食環

境整備で国や自治体から支援して欲しいこととして事業の認知度アップが多く⁶⁾、自治体からのアプローチは制度周知も兼ねていたことがうかがえる。さらに、制度利用者へのインセンティブの実施はいずれも1割程と低かった。これも行政栄養士が食環境整備で国や自治体から支援して欲しいこととして予算措置や飲食店へのインセンティブ付与が多く⁶⁾、制度利用者のアクセシビリティが改善するような利用者と飲食店等の双方への効果的なインセンティブを検討していく必要性が明らかとなった。

食環境整備制度のプロセス評価に関して、健康日本21(第二次)の目標で「飲食店の登録数³⁾とされていることもあり、登録店舗・事業者数の把握は都道府県と政令市等ともに9割程と高かった。しかし、母集団の数の把握はいずれも2割程であり、食環境整備制度のカバー率を算出できる自治体は少なかった。保健プログラムの評価では、母集団の飲食店等に占める登録店舗・事業者数といったカバー率の他、参加者(登録店舗・事業者や制度利用者)または推定対象人口(母集団の飲食店等や地域住民)の影響度(メニューや食行動の変化)も検討できることが好ましい⁵⁾。海外では、地域レベルで飲食店における健康的な食事の情報提供がエネルギーや脂質・食塩を控えている者の注目に影響することを示唆した研究もある¹⁴⁾。今後、日本でも自治体による食環境整備制度が飲食店等や利用者にどのような影響を与えるか、学術的研究も進めていくことが課題であろう。

食環境整備制度の改善に関して、登録店舗の更新制度を設定している自治体は都道府県3割程、政令市等4割程と限られていた。更新制度がある「健康な食事・食環境」認証制度⁹⁾では、開始2年後の更新対象事業者のうち、更新を躊躇または更新しないと回答した事業者が2割を超えている¹⁵⁾。自治体の食環境整備制度でも継続しない店舗・事業者が一定数ある場合、プロセス評価で登録をしても実質的に取組をしていない等、登録店舗数の過大評価につながる恐れがある。食環境整備の目標設定自治体も5-7割と多くなかったため、有効な目標設定や評価の手法も検討していく必要がある。

本研究の限界として、調査項目は都道府県と政令市等での行政栄養士勤務歴を有する管理栄養士の精査により適切性を確保したが、新型コロナウイルス感染症流行下における食環境整備のマネジメント実施状況は十分に考慮できていない。とくに、調査時期が2020年の新型コロナウイルス感染症流行下であったため、自治体で地域住民の実態や登録店舗・事業者数の把握が予定通り実施されなかった場合、

本来の実施割合を過小評価していることとなる。また、調査の未回答は都道府県で1割、政令市等で2割みられたため、真の実態とは多少の誤差がある。しかし、全国の自治体のウェブ調査⁷⁾と比較して本研究では食環境整備制度の実施割合が同程度であったため、食環境整備に関心のある自治体の回答に偏った可能性は低い。さらに、その他の質問の回答は制度実施自治体のみを集計しているため、回答率による影響は小さいであろう。

V 結 論

自治体の飲食店等を通じた食環境整備制度に至る実態把握・目標設定から評価・改善までのマネジメント実施状況を調査した。新型コロナウイルス感染症流行下の調査のため過小評価の可能性があるが、都道府県で9割、政令市等で7割の制度実施自治体のうち、政令市等は栄養素等・食品群別摂取量の把握が少なく、都道府県と政令市等ともに目標設定が5-7割、自治体での制度連携が7割、外部組織への普及委託が1-2割、登録店舗・事業者数の把握が9割、母集団の把握が2割、更新制度の設定が3-4割であった。

ご多忙の中、調査にご協力いただきました行政栄養士の皆様に心より御礼申し上げます。また、本研究にご協力いただいた静岡県立大学の小山彩圭氏、ご助言いただいた新潟県新潟地域振興局健康福祉部の磯部澄枝氏、新潟医療福祉大学の鈴木一恵氏、新潟県栄養士会の入山八江氏に感謝申し上げます。

本研究は厚生労働行政推進調査事業費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業JPMH19FA2001の助成を受けたものです。

開示すべきCOI状態はない。

(受付	2022. 2. 1)
	採用	2022. 3.30)
	J-STAGE早期公開	2022. 6.30)

文 献

- 1) 健康日本21評価作業チーム. 「健康日本21」最終評価. <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001r5gc-att/2r9852000001r5np.pdf> (2022年2月1日アクセス可能).
- 2) 厚生労働大臣. 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針. 厚生労働省告示第430号. 2012.
- 3) 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会. 健康日本21 (第2次) の推進に関する参考資料. https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf (2022年2月1日アクセス可能).
- 4) 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長. 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本方針について. 健が発0329第4号. 2013.
- 5) Green LW, Kreuter MW. Health Program Planning: An Educational and Ecological Approach, 4th ed./神馬征峰. 実践ヘルスプロモーションPRECEDE-PROCEEDモデルによる企画と評価. 東京: 医学書院. 2013.
- 6) 坂口景子, 武見ゆかり. 地方自治体の飲食店・惣菜店等における食環境整備事業に関する現状と課題: 保健所の行政栄養士への質問紙調査より. 日本公衆衛生雑誌 2017; 64: 734-744.
- 7) 小山彩圭, 串田 修, 赤松利恵, 他. 自治体における飲食店等を対象とした食環境整備制度の実施状況—栄養素等の基準の組合せと量的基準のウェブ検索—. 栄養学雑誌 2021; 79: 212-218.
- 8) 石川みどり, 横山徹爾. 健康日本21 (第二次) 地方計画における都道府県等健康・栄養調査の役割と今後の課題. 保健医療科学 2012; 61: 409-414.
- 9) 「健康な食事・食環境」コンソーシアム. 「健康な食事・食環境」認証制度. <https://smartmeal.jp/> (2022年2月1日アクセス可能).
- 10) 厚生労働省. 保健所管轄区域案内. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/ (2022年2月1日アクセス可能).
- 11) 齋木美果, 新保みさ, 赤松利恵, 他. 飲食店が提供する定食は「健康な食事 (通称: スマートミール)」の基準に合致するか—首都圏における飲食店の事例的検討—. 栄養学雑誌 2019; 77: 193-200.
- 12) 難波友美, 串田 修, 村山伸子. コンビニエンスストア弁当の野菜量とエネルギー, 脂肪エネルギー比率および食塩相当量との関連の検討. 新潟医療福祉学会誌 2012; 12: 28-34.
- 13) 小林 道. 地域住民における中食の利用頻度と食品群別摂取量・栄養素等摂取量の関連. 栄養学雑誌 2021; 79: 126-133.
- 14) Nothwehr FK, Snetselaar L, Dawson J, et al. Promoting healthy choices in non-chain restaurants: effects of a simple cue to customers. Health Promot Pract 2013; 14: 132-138.
- 15) 赤松利恵, 串田 修, 高橋 希, 他. 外食・中食における「健康な食事・食環境」認証事業者のスマートミールの提供状況と認証継続の課題—第1回更新事業者を対象とした調査結果—. 栄養学雑誌 2021; 79: 37-45.

Management of healthy food environment improvement through restaurants and other settings by prefectures and cities of cabinet order

Izumi MOCHIZUKI*, Osamu KUSHIDA*, Rie AKAMATSU^{2*} and Nobuko MURAYAMA^{3*}

Key words : local governments, public health centers, restaurants, healthy food environment, management

Objectives In Japanese nutrition policy, emphasis is placed on healthy food environment improvement through restaurants and other settings by prefectures and cities of cabinet order (cities). This study aimed to clarify the actual status of management implementation by prefectures and cities.

Methods A mail survey of 47 prefectures and 106 cities throughout Japan was conducted in October 2020. Management implementation, including the existence of a healthy food environment improvement system (system) for restaurants and other settings, was confirmed. Local governments that had implemented the system were asked about the scope, dissemination efforts, process evaluation, and improvement of the system.

Results Of the local governments that responded, 39/42 prefectures (92.9%) and 57/82 cities (69.5%) implementing the system were included in the study. A total of 84.6% of prefectures and 14.0% of cities assessed the nutrient intake of local residents within the past five years. The median number of dietitians in the main office of the department in charge of healthy food environment improvement was two in both prefectures and cities. A target for healthy food environment improvement was set by 69.2% of prefectures and 54.4% of cities. The scope of the system was restaurant meals for 94.9% of prefectures and 100.0% of cities as well as ready-made meals for 87.2% of prefectures and 93.0% of cities. A total of 69.2% of prefectures and 66.7% of cities collaborated internally or with other local governments, while 15.4% of prefectures and 15.8% of cities entrusted system dissemination to external organizations. A total of 87.2% of prefectures and 89.5% of cities assessed the number of registered stores/companies, while 17.6% of prefectures and 21.6% of cities assessed the number of restaurants and other settings in the entire jurisdiction. A total of 33.3% of prefectures and 40.4% of cities established a renewal system, while 71.8% of prefectures and 33.3% of cities improved the system.

Conclusion Although underreporting due to the COVID-19 pandemic is possible, in local governments that had implemented the system, few cities assessed nutrient intake, and approximately 50–70% of prefectures and cities set targets for healthy food environment improvement. While approximately 90% of each local government assessed the number of registered stores/companies, those that assessed the number of stores/companies in the entire jurisdiction as a population size were approximately 20%. Approximately 30–40% of each local government has established a renewal system.

* Department of Nutrition and Life Sciences, School of Food and Nutritional Sciences, University of Shizuoka

^{2*} Natural Science Division, Faculty of Core Research, Ochanomizu University

^{3*} Department of Health and Nutrition, Faculty of Human Life Studies, University of Niigata Prefecture